

基本施策

(1)地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組です。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも引き続き取り組んでいきます。また、生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）につながるような問題の解決に向け実施している庁内の会議を通じて、それらの会議体が自殺対策の一翼を担っていることが認識されるよう、更なる連携強化を目指します。

ア 地域におけるネットワークの強化

イ 特定の問題に関するネットワークの強化

(2)自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担う人材がいてはじめて機能します。そのため、自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取組です。市では自殺対策の推進に当たり、市では自殺対策を強力に推進していくために、様々な分野の専門家や関係者だけでなく、地域における自助・共助の担い手でもある市民を対象にしたゲートキーパー養成講座等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成していきます。

ア 様々な職種を対象とする研修の実施

イ 市民を対象とする研修の実施

(3)住民への啓発と周知

新型コロナウイルスの流行は、様々な悩みを抱えた方の地域とのつながりを遮り、孤独感から自殺を考えてしまう方も増えるなど、自殺リスクの新たな要因となっています。思い悩んでいるときに様々な相談機関があることを、市民や関係機関、市のホームページ等を活用した関連情報の提供を行います。また、市民が自殺対策の取組や、地域の見守りの必要性について理解を深められるよう、講演会の開催やSNSなどを活用した情報発信を行います。地域全体に向けた問題の啓発や相談先情報の周知を図るなど、自殺対策について地域全体で理解が深まることを目指します。

ア 様々な機会や媒体を活用した啓発の促進

(4)自殺未遂者等への支援の充実

自殺未遂の事例に直接関わる関係機関同士が自殺未遂や既遂の状況を共有することで、自殺リスクを抱える人の心理的な状況が関係者が理解し、継続的な支援が行われ、かつ庁内及び関係機関との連携体制が強化されることを目指します。

また、救急・警察等の関係機関から地域の相談窓口につながり、自殺未遂・再企図に至らず生活できる市民が増えることも合わせて目指します。

ア 府中市自殺対策関係者連絡会の開催

イ 府中市自殺対策事例検討会の開催

ウ 精神保健（メンタルヘルス）に関する課題を抱えている人への支援

エ 医療機関や警察との連携の推進する

(5)自殺遺族等への支援の充実

身近な人の自死は、自死遺族等の精神面の負担だけでなく、身体面や生活面などでも新たな負担を生じさせる場合があります。また、自死の直後から行わなければならない法的手続や行政上の手続は、多くの自死遺族等にとって負担となります。そのため、タイムリーに総合的な支援ニーズに対応することを目指し、様々な取組を進めます。

ア 自死遺族等への情報周知

イ 自死遺族等支援グループへの支援

(6)児童生徒のsosの出し方に関する教育

児童生徒が社会において様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身に付けることができるよう、SOSの出し方に関する教育を実施することが新学習指導要領（平成29年3月告示）に定められています。府中市でも下記のとおり環境づくりを進め、**全公立小中学校でsosの出し方に関する教育を実施します。**

ア SOSの出し方に関する教育の充実に向けた**取組の推進**

イ 児童生徒が発するSOSに関する支援体制づくり

重点施策

(1)子ども・若者の自殺対策の推進

本市における、過去5年間（平成30年～令和4年）の自殺者数209人のうち、20歳未満の自殺者数は8人となっており、全体に占める割合は低くなっています。しかし、今後の社会を担っていく子ども・若者の自殺は、府中市のみならず、国においても重要な課題であるため、第二次計画では、重点施策のひとつとして位置付けました。

令和4年10月に制定された、新しい国の自殺総合対策大綱においても、子ども・若者の自殺対策をさらに推進することが明示されており、「誰も自殺に追い込まれない社会」を作っていく上で重要な取組となっています。本市においても様々な取組との連携の中で、早期発見に努めるとともに、包括的な支援を推進していきます。

ア 子どもに向けての支援を推進する

イ 若者に向けての支援を推進する

(2)勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

平成28年から令和4年までの7年間における市の自殺者数を見ると、自殺者数287人のうち、有職者の自殺は計118人（41.1%）となっています。職場での人間関係や長時間労働、転勤や異動等の環境の変化、退職や失業による生活困窮や多重債務、家庭内の不和等で最終的に自殺のリスクが高まるというケースが想定されます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社会経済活動が変化したことをきっかけとする経営の悪化や勤務環境の変化は、自殺のリスクにつながると報告されているほか、新型コロナウイルスの後遺症に対する職場の理解不足から、体調が回復しないまま無理に働くことで、心身の健康を崩す方や退職せざるを得なくなる方もいることが報道されるなど、新型コロナウイルスの感染拡大を、新たな自殺のリスクとして捉えた対策が求められています。

これらのことから、勤務に関する悩みを抱えた人が、適切な相談・支援先につながるができるよう、相談体制の強化や相談窓口の周知を徹底することと併せて、市内事業所において、自殺リスクを生じさせない労働環境の整備が求められています。新たな国の大綱では、職場でのパワーハラスメントや長時間労働を一因とする自殺の発生等について、勤務問題による自殺対策の推進が当面の重点施策として掲げられており、勤務問題に関わる自殺への対策は、国を挙げての重要課題となっています。

ア 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた取組を推進する

イ 経営問題に関する取組を推進する

(3)生活困窮者・無職失業者に係る自殺対策の推進

国によると、自殺の要因は様々であり平均4つの要因が連鎖する中で自殺に至ることが多いといわれていますが、生活苦、負債、失業といったものも主たる要因として挙げられています。国は、平成28年7月に地方公共団体に通知した「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」では、「自殺は倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係している」ことを踏まえ、自殺の防止に当たっては、「精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要」とし、自殺防止の取組の実施に向けては、「様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある」と指摘しています。また、無職者・失業者は自殺のリスクが高い傾向があり、本市においても自殺者に占める割合が高い傾向があることから、自殺防止に向けては総合的な支援を進めていく必要があります。

これらのことを踏まえ、市では他職種、他分野で支える当事者本位の支援体制を構築することを目指します。

ア 生活困窮に陥った人に対する「生きることの包括的な支援」の強化

イ 支援につながっていない人を早期に支援へとつなぐための取組の推進

ウ 他分野の関係機関が連携・協働する基盤の整備

エ 失業者等に対する相談窓口等の充実

オ 経済問題以外の諸問題を抱えた人の孤立の防止

(4)女性の自殺対策の推進

女性の自殺要因には、家庭問題や育児・介護問題、非正規雇用の問題等があります。加えてコロナ禍以降は生活環境の変化を受け、DV問題が顕在化する等の課題も出てきています。

本市の自殺者数における女性の割合は平成28年20.4%から徐々に増加して、令和4年は39.6%となっております。そのため、女性向けの自殺対策を重点施策として取り上げ、取り組んでいきます。

また、子育ては女性だけが行うものではありませんが、妊娠期等、女性が担う役割が多いのが現状です。そのため、項目によっては必ずしも女性のみを対象とした取り組みではありません。

ア 妊娠期から子育て期の女性に支援を行う

イ 就労する女性への支援を行う

ウ コロナ禍で顕在化した課題に対する支援を行う

生きる支援関連施策

(1)市民一人ひとりの気づきと見守りの推進

ア 自殺対策や心の健康等に関する啓発

イ 人権啓発をすることによる生きることの促進要因の増加

ウ 障害理解への促進による生きることの促進要因の増加

(2)心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりの推進

ア 市職員のメンタルヘルス対策の推進

イ 地域における心の健康づくり推進体制の整備

(3)適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにするための環境整備

(4)社会全体の自殺リスクを低下させるための取組

ア 性的マイノリティ、性犯罪、性暴力被害者、ひとり親家庭、医療的ケア児に対する支援の充実

イ 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化

ウ 「共生型の居場所」づくりの推進・ネットワーク化

エ その他関連事業

(5)民間団体との連携の強化

(6)子ども・若者の心の健康を支援する環境整備及び自殺対策の更なる推進